

町田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

町田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年２月町田市条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第６章 罰則 第５３条 職員若しくは職員であった者、第９条第２項若しくは第１５条第５項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の<u>拘禁刑</u>又は１００万円以下の罰金に処する。 第５４条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の<u>拘禁刑</u>又は５０万円以下の罰金に処する。 第５５条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の<u>拘禁刑</u>又は５０万円以下の罰金に処する。 第５６条・第５７条 略	第６章 罰則 第５３条 職員若しくは職員であった者、第９条第２項若しくは第１５条第５項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の<u>懲役</u>又は１００万円以下の罰金に処する。 第５４条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の<u>懲役</u>又は５０万円以下の罰金に処する。 第５５条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の<u>懲役</u>又は５０万円以下の罰金に処する。 第５６条・第５７条 略

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。